

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策および栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策および栄養管理体制の基準を満たしております。